

内閣府特命担当大臣 古屋 圭司様
厚生労働大臣 田村 憲久様
文部科学大臣 下村 博文様

2013年9月13日

日本共産党栃木県委員会
日本共産党北部地区委員会
日本共産党中部地区委員会
日本共産党鹿沼市委員会
日本共産党矢板支部

栃木県における9月4日竜巻被災者支援等に関する申し入れ

栃木県矢板市、鹿沼市、宇都宮市、塩谷町で9月4日に竜巻が発生、負傷者3名、建物被害181棟(住家77、非住家93)などの被害を受けました。住家の被害は半壊4、一部損壊73で、文教施設では矢板市の4施設(矢板小学校、川崎小学校、矢板中央高校、国際医療福祉大学塩谷看護専門学校)で窓ガラスの損傷、体育館の屋根がめくれるなどの被害がありました。人的被害が少なかったのが奇跡ともいえる状況です。しかし、栃木県は各自治体とも全壊住家がなく減失住家数の基準に至らないため災害救助法の適用を求めようとせず、国による被災者救援・支援が受けられない状況です。

栃木県は、2012年5月6日に真岡市、益子町、茂木町で竜巻被害を受けましたが、このとき災害救助法は適用されたものの、被災者生活再建支援法は適用されず不公平感が残りました。栃木県はこの事態をうけて、独自の被災者生活再建支援制度を創設、今年度から施行しましたが、この制度も災害救助法の適用を要件の1つとしているため、栃木県は今回の竜巻に適用するのは難しいとしています。

日本共産党栃木県委員会は、昨年5月30日に、竜巻特有の被災の実態にかみあった、被災者にとって不公平感のない救援法、支援法に見直すよう国に求めましたが見直しには至っていません。今回の竜巻に関しても、9月5日、栃木県に現行の国・県の制度を、被災者本位に柔軟に運用するよう求めたところです。

竜巻はいつでも、どこでも起こりうる災害です。竜巻被災の実態に照らして、大本の国の救援法・支援法を見直し、どの自治体に住んでいても同等の救援・支援が保障されるようにすべきです。ついては、以下の点について、早急に対策を講じるようつよく求めます。

記

1、災害救助法の見直しについて

竜巻の被害は、地域は限定的ながら個々の被災者にとっては深刻な被害であるにもかかわらず、住家減失の基準外であるため災害救助法が適用されない見込みである。現在の、全壊戸数などを適用基準とすることは、竜巻の特性に合致せず、第一条4

項に則した基準を中心にしたものに見直すこと。

2. 被災者生活再建支援法の見直しについて

今回の竜巻は2つの竜巻が同時に離れたところで発生した。竜巻がどのような発生の方をするは想定できず、現在の認定基準のように全壊世帯数や隣接する自治体での被害状況によって認定する方法は、竜巻災害にはかみ合っていない。認定基準を見直すこと。

3. 災害救助法および被災者生活再建支援法の被害認定の見直しについて

全壊・半壊・一部損壊など被害認定の基準を、竜巻被害の実態に見合うものに見直すこと。災害救助法ならびに被災者生活再建支援法の住宅応急修理は、半壊以上を対象としているが、屋根の損壊は10%相当の被害と見なされ、一部損壊と認定された。しかし、屋根が飛ばされれば住み続けることはできず、建て替えに等しい修理が余儀なくされ、被害の大きさは住家全体の半壊にも匹敵すると思われる。至急、竜巻被害に応じた基準に見直すこと。

4. 学校、幼稚園など教育施設、児童館、保育所、特養ホームなど福祉施設の竜巻・突風の防災対策について

児童・生徒、高齢者が利用する施設の窓ガラスを強化ガラス入れ替える、あるいは飛散防止フィルムを貼るなどの対策を急いで講じること。

学校の環境改善交付金の「非構造部材の耐震対策」の補助制度を活用しやすくすること。

イ、とくに小規模校でも使えるように補助下限額400万円を引き下げること。

ロ、この制度の地方負担分は3分の2であるが、地方負担を実質13.3%に引き下げる措置を今後も継続すること。

以上